

船体識別番号等の塗抹許可申請手続きについて

船の修繕又は塗装等により、船体識別番号の一部若しくは全部が欠損或いは識別が困難になった場合、船舶所有者は「船体識別番号等の塗抹許可申請書」を地方運輸局等に提出し、塗抹許可及び打刻命令を受けた後、船体識別番号を再打刻する必要があります。

申請の手順につきましては、以下のとおりです。

1. 許可の申請

記載例を参考に以下の申請書類を記入の上、北海道運輸局（別紙の手続窓口）へ申請願います。

【申請書類】

- ・ 船体識別番号等の塗抹許可申請書
- ・ 船舶全景の写真、船体識別番号の脱落や破損等の状態が分かる写真(塗抹番号付近の写真等)
- ・ 船舶検査証書（写）（JCI 発行）
- ・ 船舶検査手帳（写）（JCI 発行）
- ・ 委任状（船舶所有者本人以外が申請を行う場合）

船舶所有者本人は施工できません。

申請書の「塗抹の方法」欄には塗抹を行う施工者（ボート販売店、鉄工所、造船所等）の記載が必要となります。

申請内容について担当から確認する場合がありますので、申請書には必ず電話番号又はメールアドレスを記載願います。

郵送での申請を希望される場合は、94 円分の切手を貼付した返信用封筒を同封願います。

2. 許可書・命令書の交付

申請内容に問題がなければ、「塗抹許可書」「打刻命令書」「打刻完了報告書」を交付します。
「打刻命令書」内の打刻の期限(命令日から 15 日以内)までに打刻を完了させてください。

3. 塗抹・打刻の施工

「塗抹許可書」「打刻命令書」を受領しましたら、申請書に記載した施工者に塗抹及び打刻を依頼してください。

船体識別番号の打刻方法につきましては、添付の船体識別番号の取り付け例をご参照願います。（船体識別番号の文字の大きさは、一文字 6mm 以上必要です。）

船体識別番号表示ラベル（シール式）は、（一社）日本マリン事業協会が販売をしています。

（問合先）（一社）日本マリン事業協会

〒104-0828 東京都中央区八重洲 2-10-12 電話：03-5542-1201

※問合せは、施工整備事業者から行って頂くようお願いいたします。



4. 打刻完了報告

打刻の施工が済みましたら、すみやかに「打刻完了報告書」を提出してください。

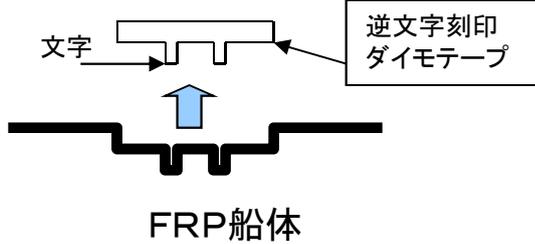
なお、「打刻完了報告書」には施工した施工整備事業者の証明書が必要となります。

また、施工後の写真「船舶全景の写真」「打刻・取付箇所の写真（番号が判別できるもの）」を添付してください。

船体識別番号の取り付け例

1. 刻印

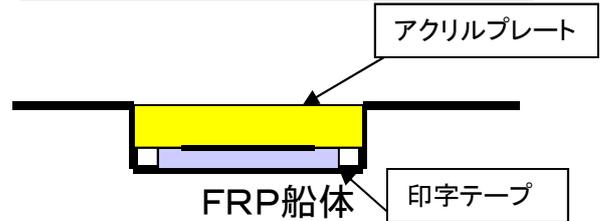
HL-HXAB7A33G293



1. 舟型に逆文字刻印ダイモテープをセットし、ゲルコート塗布、FRP材を積層
2. 舟型から本体を離型したあと、ダイモテープをはがす

2. 埋め込み

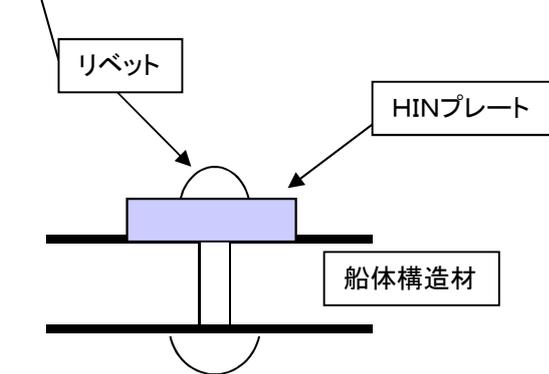
HL-HXAB7A33G293



1. 舟型にゲルコートを塗布し硬化しない間に、その面に透明樹脂プレートと印字テープをセットし、FRP材を積層
2. 舟型から本体を離型し終了

3. リベット締め

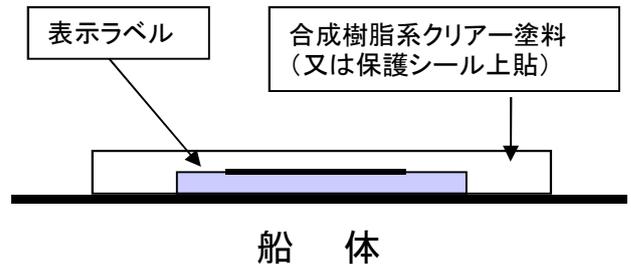
HL-HXAB7A33G293



1. 船体にリベット用穴をあける
2. リベットにて船体識別番号プレートを取り付ける(プレートへの印字は彫刻、刻印、浮彫等)

4. 貼付塗装(又は表示ラベル貼付及び保護シール上貼)

HL-HXAB7A33G293



1. 船体に表示ラベルを接着剤にて接着
2. 表示ラベル上から合成樹脂系クリアー塗料を塗装(又は保護シール上貼)

注:(一社)日本マリン事業協会では、クリア塗料スプレー缶の販売を中止し、表示ラベルの剥がれ防止と耐候性を高めるための保護シールを販売しています。その詳細及び取り付け方法につきましては、(一社)日本マリン事業協会へご照会願います。